

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

5 荒監第 2 3 0 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

荒 川 区 長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 本 渡 章
同 望 月 壽 夫
同 明 戸 真弓美

令和 5 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財政援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか。」について監査を実施した。

2 実施期間

令和5年12月13日から令和6年1月31日まで

3 監査対象団体等

監 査 対 象		関 係 部	財政的援助等 内容
1	団 体 等		
1	株式会社 日本デイケアセンター (南千住駅前ふれあい館)	区民生活部	指定管理者
2	東京都住宅供給公社 (荒川区民住宅及び荒川区従前居住者用住宅)	防災都市づくり部	指定管理者
3	荒川区土地開発公社	管理部	出資金 負担金 貸付金
4	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 (東尾久本町通りふれあい館)	区民生活部	指定管理者
5	社会福祉法人 奉優会 (特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川及び花の木 ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター)	福祉部	指定管理者
6	荒川区リサイクル事業協同組合	環境清掃部	補助金
7	社会福祉法人 トラムあらかわ (荒川ひまわり第2)	福祉部	補助金
8	荒川区商店街連合会	産業経済部	補助金
9	AIAI Child Care 株式会社 (AIAI NURSERY 新三河島)	子ども家庭部	補助金

4 監査の実施内容

監査対象団体等及び区関係部署から提出された監査資料、並びに監査対象に該当する事業等について関係書類を調査し、必要に応じて関係者から説明を聴取し、監査を実施した。

5 監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果

監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対 象 団 体 別 目 次

	頁
1 株式会社 日本デイケアセンター （南千住駅前ふれあい館）	1
2 東京都住宅供給公社 （荒川区民住宅及び荒川区従前居住者用住宅）	3
3 荒川区土地開発公社	5
4 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 （東尾久本町通りふれあい館）	7
5 社会福祉法人 奉優会 （特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川及び 花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター）	9
6 荒川区リサイクル事業協同組合	11
7 社会福祉法人 トラムあらかわ （荒川ひまわり第2）	13
8 荒川区商店街連合会	15
9 AIAI Child Care 株式会社 （AIAI NURSERY 新三河島）	17

1 株式会社 日本デイケアセンター (南千住駅前ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

南千住駅前ふれあい館の指定管理者である株式会社日本デイケアセンター（平成3年4月12日設立。以下「日本デイケアセンター」という。）は、事務所を千代田区神田猿樂町二丁目2番3号に置き、認可保育園及び学童クラブ・児童館等の社会福祉施設等の管理・運營業務及び受託業務等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

南千住駅前ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員5名、非常勤職員17名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、南千住駅前ふれあい館の指定管理業務（指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は石浜ふれあい館、西尾久ふれあい館の指定管理者として日本デイケアセンターを指定し、指定管理料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 日本デイケアセンター

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 日本デイケアセンターに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 日本デイケアセンター 令和5年12月13日(事務監査)
- (2) 区民生活部 令和5年12月13日(事務監査)

第3 監査の結果

令和4年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	52,420,744	管理運営費	16,568,948	
利用料収入	—	人件費	33,997,295	
その他収入	196,440	修繕費	941,105	
合計	52,617,184	合計	51,507,348	1,109,836

※指定管理料については、管理運営費・人件費及び修繕費の区への返還額を差し引いた金額を決算額としている。また、光熱水費については、その高騰を踏まえ実費精算としている。

※人件費について、当初計画で示した金額を超えた支出は、指定管理者の負担としている。

※修繕費については、精算後の金額を記載している。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、日本デイケアセンター及び区民生活部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、規程等において一部明確でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

2 東京都住宅供給公社 (荒川区民住宅・荒川区従前居住者用住宅)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区民住宅・荒川区従前居住者用住宅（以下「区民住宅」という。）の指定管理者である東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）は、事務所を渋谷区神宮前五丁目 53 番 67 号に置き、住宅再生事業、住宅管理事業、市街地再開発事業、マンション再生支援事業等の業務を行っている。

(1) 指定管理業務

- ア 区民住宅・従前居住者用住宅、共同施設及び附帯施設の保全、修繕及び改良に関する業務
- イ 共同施設の整備その他の住居環境の整備に関する業務
- ウ その他、区長が必要と認める業務

なお、区営住宅の住宅名等は、次表のとおりである。

住 宅 名	所 在 地	戸 数
町屋五丁目住宅 (区民住宅)	荒川区町屋五丁目9番2号	114
町屋五丁目住宅 (従前居住者用住宅)	荒川区町屋五丁目9番2号	20

(2) 業務体制

公社の区民住宅における管理業務は亀戸窓口センターにおいて行っている。

2 区との財政援助等の関係

区は、公社を区民住宅（指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）の指定管理者に指定しており、指定管理料 84,053,925 円を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 公社

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 防災都市づくり部

- ア 公社に対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等手続は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 公社 令和5年12月15日 (委員監査・事務監査)
(2) 防災都市づくり部 令和5年12月15日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

令和4年度の指定管理料実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	契 約 額	執 行 額	精 算 額
指定管理料(区民住宅)	62,372,214	58,150,129	4,222,085
指 定 管 理 料 (従前居住者用住宅)	21,681,711	14,566,073	7,115,638

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

3 荒川区土地開発公社

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、昭和63年4月11日に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき、設立された法人である。

(1) 設立目的

開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

ア 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、管理及び処分を行うこと。

イ 上記の業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 組織

開発公社は、事務局を区管理部経理課に置き、理事12名、監事2名、評議員10名、事務局職員22名（区職員兼職）をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、開発公社の設立に際し、基本財産として1,000万円を出資しているほか、運営費負担金及び運営資金貸付金を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 開発公社

ア 事業運営は、設立目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出資金、負担金及び貸付金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 管理部

ア 開発公社に対する指導監督は適切か

イ 負担金及び貸付金の支出の経路及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の出資金、負担金及び貸付金の対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 開発公社 令和5年12月15日(委員監査)、18日(事務監査)
(2) 管理部 令和5年12月15日(委員監査)、18日(事務監査)

第3 監査の結果

令和4年度の事業実績は、表(1)、表(2)、表(3)及び表(4)のとおりである。

表(1) 運営費負担金実績

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
運営費負担金	1,888,000	1,454,177	433,823

表(2) 運営資金貸付金実績

区 分	償還元金	利息相当分	合 計 額
運営資金貸付金	4,120,646	187,454,305	191,574,951

表(3) 運営資金貸付金(長期・短期内訳)

区 分	償還元金	利息相当分	合 計
長期償還分	4,120,646	186,413,883	190,534,529
短期償還分	0	1,040,422	1,040,422
合 計	4,120,646	187,454,305	191,574,951

表(4) 取得用地及び区に売却した用地の面積及び金額

区 分	取得用地の面積及び金額		区に売却した用地の面積及び金額	
	面 積	金 額	面 積	金 額
道路用地	345.91	590,785,104	289.06	407,801,815
施設・公園等用地	11,651.69	7,338,180,927	7,875.66	3,170,505,062
合 計	11,997.60	7,928,966,031	8,164.72	3,578,306,877

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 (東尾久本町通りふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

東尾久本町通りふれあい館の指定管理者である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「ワーカーズコープ」という。）は、事務所を豊島区東池袋一丁目44番3号に置き、平成13年9月13日に特定非営利活動法人ワーカーズコープとして設立されたが、その後、令和4年10月1日に施行された「労働者協同組合法」に基づき、令和5年4月1日に特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更し、法人格の変更を行っている。

ワーカーズコープは、子育て、自立就労相談支援、高齢者施設及び公共施設等の管理・運営業務を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、附属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制（令和5年3月31日現在）

東尾久本町通りふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員4名、非常勤職員7名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、東尾久本町通りふれあい館の指定管理業務（指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は峡田ふれあい館及び尾久ふれあい館の指定管理者として指定し、指定管理料を支出している。また、峡田学童クラブ、尾久小学童クラブ・にこにこスクール、六瑞小にこにこスクール、若者相談「わっか」についての業務委託を行い委託料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) ワーカーズコープ

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

ア ワーカーズコープに対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) ワーカーズコープ 令和5年12月20日（委員監査・事務監査）

(2) 区民生活部 令和5年12月20日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和4年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	64,517,435	管理運営費	23,655,122	
利用料収入	—	人件費	34,177,877	
その他収入	11,000	修繕費	441,980	
合計	64,528,435	合計	58,274,979	6,253,456
区への返還額（人件費・修繕費・管理運営費等収支差額分）				528,080
精算後収支差額				5,725,376

※その他収入については、イベント参加者の材料費等である。

※人件費及び修繕費については、当初計画の範囲内で実費精算とし、余剰額は区へ全額返還している。

※管理運営費収支差額については、当初予定（予定する収支差額）を上回ったため、超過した金額の1/2の額を区に返還している。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なもの認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

5 社会福祉法人 奉優会 (区立特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川及び区立 花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川（以下「特養」という。）及び荒川区立花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所サービスセンター」という。）の指定管理者である社会福祉法人奉優会（以下「奉優会」という。）は、事務所を世田谷区駒沢一丁目4番15号に置き、平成11年11月15日に設立された社会福祉法人である。

奉優会は、特別養護老人ホーム、通所介護、地域包括支援センター、老人福祉センター等の高齢者福祉施設の運営等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 特養

(ア) 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスに関する業務

(イ) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護に関する業務

(ウ) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護に関する業務

(エ) その他、区長が必要と認める業務

イ 通所サービスセンター

(ア) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する業務

(イ) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業介護予防通所介護に関する業務

(ウ) 家族又は介護者に対する指導及び相談に関する業務

(エ) 生きがい活動支援通所サービスに関する業務

(オ) その他、区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

特養の職員体制は、管理者1名、医師1名、生活相談員1名、機能訓練指導員1名、介護職員21名、看護職員4名、その他22名で構成されており、常勤職員26名、非常勤職員25名である。

通所サービスセンターの職員体制は、管理者1名、生活相談員2名、介護職員5名、看護職員2名、その他3名で構成されており、常勤職員6名、非常勤職員7名である。

2 区との財政援助等の関係

特養（指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）及び通所サービスセンター（指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）は、利用料金を団体の収入とし指定管理事業に充てているため、区は、指定管理事業に要する経費を支出していない。その他、介護保険外事業や高齢者来食サービス業務の委託料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 奉優会

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理事業に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

奉優会に対する指導監督は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) 奉優会 令和6年1月18日（委員監査・事務監査）

(2) 福祉部 令和6年1月18日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和4年度の指定管理事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

		特 養	通所サービスセンター
介護保険事業収入		270,534,421	49,045,794
支 出		238,289,420	59,939,005
内 訳	運 営 費	54,033,170	13,566,713
	管 理 費	13,646,457	3,243,325
	人 件 費	164,241,475	42,891,357
	修 繕 費	4,783,064	25,203
	そ の 他	1,585,254	212,407

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、奉優会及び福祉部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、協定書の内容において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

6 荒川区リサイクル事業協同組合

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区リサイクル事業協同組合（以下「協同組合」という。）は、事務所を荒川区東日暮里一丁目40番5号に置き、平成13年6月5日に設立した法人組合である。

協同組合は、区内で再生資源業（古紙・古布・びん・鉄・ゴム及び産業廃棄物処理）を営む45社により組織され、家庭から排出される再生資源（古紙・びん・缶・ペットボトル・発泡スチロール製トレイ等）を廃棄物処理及び清掃に関する法律、容器包装リサイクル法に基づく実施主体である荒川区から依頼を受け、回収・中間処理を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、古紙・びん・缶・ペットボトル及び発泡スチロール製食品用トレイ・古布の集団回収方式の資源回収を実施することにより、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図り、もって資源循環型社会の形成に資することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

協同組合は、区から次の補助金を受けて、事業を行っている。

ア 古紙回収事業緊急支援

古紙価格に起因する古紙の回収中止という事態を回避するとともに、安定的な集団回収ルートを確保する。

イ びん・缶回収事業

集団回収の品目を拡大し、ごみ減量及びリサイクルの推進を図る。

ウ ペットボトル、発泡スチロール製食品用トレイ回収事業

集団回収の品目を拡大し、ごみ減量及びリサイクルの推進を図る。

エ 古布回収事業

集団回収の品目を拡大し、ごみ減量及びリサイクルの推進を図る。

(3) 組織

協同組合の役員は、理事9名、監事2名をもって構成されている。

3 区との財政援助等の関係

区は、協同組合に補助金を交付している。

このほか、区は、再資源化のための中間処理業務委託等についての委託を行い、

委託料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 協同組合

ア 事業運営は補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 環境清掃部

ア 協同組合に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 協同組合 令和6年1月22日(委員監査)、1月24日(事務監査)

(2) 環境清掃部 令和6年1月22日(委員監査)、1月24日(事務監査)

第3 監査の結果

令和4年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
古紙回収事業緊急支援	9,186,317	9,186,317	0
びん・缶回収事業	82,370,000	82,370,000	0
ペットボトル・発泡スチロール製 食品用トレイ回収事業	105,038,560	105,038,560	0
古布回収事業	9,663,192	9,663,192	0
合 計	206,258,069	206,258,069	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

7 社会福祉法人 トラムあらかわ (荒川ひまわり第2)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人トラムあらかわ（以下「トラムあらかわ」という。）は、事務所を荒川区東尾久三丁目20番10号に置き、平成14年9月17日に設立し、社会福祉法に従い、地域で暮らす精神障害者に対し、就労の機会や生活活動等の機会の提供、また、その就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練・支援を行うための施設を設置し、運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

荒川区障害者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱及び荒川区障害者日中活動サービス施設借上げ費補助金交付要綱に基づき、障害者施設を運営する事業者に対して施設の運営費及び施設の借上げ費の一部を補助することにより、施設の安定的な運営を確保し、もって障害者福祉の向上に寄与することを目的としている。

また、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰に対して、事業者の負担を軽減し、良好な環境のもと良質なサービスを区民に対して継続して提供できるよう「介護・障害福祉サービス事業者への物価高騰対策事業」を実施し、光熱水費等に充当する経費の補助を行うものである。

(2) 補助事業の内容

トラムあらかわが運営する施設の一つである荒川ひまわり第2は、東尾久三丁目20番10号にある借上げ施設で、就労継続支援B型事業及び生活訓練を行う施設であり、定員は20名である。

当施設は、現法人が設立される前である平成4年10月から荒川区精神障害者家族会（荒川めぐみ会）により開設されていた。

(3) 施設の職員体制

荒川ひまわり第2の職員体制は、施設長1名、リーダー1名、常勤職員3名、臨時職員1名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、トラムあらかわに対して、荒川ひまわり第2の施設運営等に要する経費の一部を補助している。

このほか、区はトラムあらかわが運営する他の施設の運営等に要する経費の一

部を補助している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) トラムあらかわ

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア トラムあらかわに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) トラムあらかわ 令和6年1月26日（事務監査）

(2) 福祉部 令和6年1月26日（事務監査）

第3 監査の結果

令和4年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
障害者日中活動サービス事業 運営費補助金	4,680,000	4,680,000	0
障害者日中活動サービス事業者 物価高騰対策	360,000	360,000	0
障害者日中活動サービス事業 施設借上げ費補助金	1,260,000	1,260,000	0
合 計	6,300,000	6,300,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

8 荒川区商店街連合会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区商店街連合会（以下「連合会」という。）は、昭和26年10月1日に設立し、現在は事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所本庁舎6階）に置き、荒川区内商店の繁栄と商店街の健全な発展を期することを目的とする任意団体である。

2 補助事業の概要

（1）補助の目的

近隣の消費者に親しまれる魅力ある商店街づくりと区内商業の健全な発展に寄与することを目的に、事業に要する経費の一部を事業補助金交付要綱及び事業補助金交付細目に基づき補助している。

（2）補助事業の内容

令和4年度は、当該団体に対して荒川区が経費の一部について次の事業に補助金を支給している。

- ア 特売奨励事業
- イ 組織力強化支援事業
- ウ 商工振興事業
- エ 荒川区プレミアム付き区内共通お買い物券発行事業
- オ 産業振興行事助成

（3）組織

連合会は、事務局を区産業経済部産業振興課に置き、会長1人、副会長8人、監事2人、事務局職員2人をもって構成されている。

3 区との財政援助等の関係

区は、連合会が行う行事の経費の一部を補助している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

（1）連合会

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 産業経済部

- ア 連合会に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 連合会 令和6年1月29日（委員監査・事務監査）
- (2) 産業経済部 令和6年1月29日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和4年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
特 売 奨 励 事 業	4,593,000	4,593,000	0
組 織 力 強 化 支 援 事 業	1,989,000	1,989,000	0
商 工 振 興 事 業	5,510,000	5,510,000	0
荒川区プレミアム付き 区内共通お買い物券発 行 事 業	50,193,000	50,085,000	108,000
産 業 振 興 行 事 助 成	50,000	50,000	0
合 計	62,335,000	62,227,000	108,000

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、連合会及び産業経済部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助対象事業で一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

9 AIAI Child Care 株式会社 (AIAI NURSERY 新三河島)

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の目的

AIAI Child Care 株式会社（平成 19 年 1 月 22 日設立。以下「AIAI Child Care」という。）は、本店を墨田区錦糸一丁目 2 番 1 号に置き、託児所・保育所等の運営、労働者派遣事業のほか、様々な事業を行っている。AIAI Child Care は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づく児童福祉施設として、荒川区東尾久一丁目 1 番 4 号に AIAI NURSERY 新三河島を設置運営している。

(2) 事業の現況

AIAI NURSERY 新三河島の施設概要は表(1)、入所児童数は表(2)のとおりである。

表(1) 施設概要

施設概要	
所在地	荒川区東尾久一丁目 1 番 4 号
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建の 3・4 階 延床面積 577㎡
	主な施設
	①乳児室・ほふく室 83.02㎡
	②保育室・遊戯室 228.79㎡
	③調理室 18.79㎡
	④事務室・保育士室 20.13㎡
	⑤沐浴室 7.16㎡
	⑥調乳室 2.01㎡
⑦トイレ 37.26㎡	

表(2) 入所児童数（単位：名）

入所児童数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)	
区 分	入所児童数
0 歳 児	4
1 歳 児	12
2 歳 児	12
3 歳 児	12
4 歳 児	13
5 歳 児	6
合 計	59

(3) 施設の職員体制

AIAI NURSERY 新三河島の職員体制は、園長 1 名、保育士 12 名（非常勤 5 名を含む）、栄養士 1 名、調理員 3 名をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、AIAI Child Care に対して、AIAI NURSERY 新三河島の活動を支援・育成することを目的として補助金を交付している。

また、区は、同施設に私立保育所運営費の扶助費を、AIAI Child Care 系列の区内の他施設に補助金及び私立保育所運営費の扶助費をそれぞれ支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) AIAI Child Care

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

ア AIAI Child Care に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和4年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) AIAI Child Care 令和6年1月31日（事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和6年1月31日（事務監査）

第3 監査の結果

AIAI Child Care における令和4年度の区補助金実績は、次表のとおりである。

（単位：円）

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
入所児等に対する助成金	11,681,430	11,577,620	103,810
保育士等キャリアアップ補助金	3,811,000	3,731,000	80,000
保育従事職員宿舎借上支援事業補助金	3,249,020	3,185,700	63,320
保育士等処遇改善臨時特例補助金	1,312,440	1,312,440	0
保育サービス推進事業補助金	176,000	176,000	0
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業助成	473,000	473,000	0
子育て施設等における防災備蓄品購入補助金	37,500	34,936	2,564
子育て施設等における物価高騰対策補助金	262,500	262,500	0
子育て支援等における物価高騰緊急対策補助金	509,820	509,820	0
合 計	21,512,710	21,263,016	249,694

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

しかしながら、AIAI Child Care 及び子ども家庭部については、文書指摘及び文書

指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金事務において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

登録 (05) 0118